

宇治市職員

人権ハンドブック

第 3 版



=== 人権環境部人権啓発課 ===

2026年（令和8年）

目 次

内容

はじめに	- 1 -
第1章 宇治市の人権行政	- 2 -
1. これまでの取組	- 2 -
2. 宇治市第3次人権教育・啓発推進計画	- 3 -
(1) 計画策定の趣旨	- 3 -
(2) 計画の目標及び目標年次	- 3 -
(3) 人権教育・啓発の視点（計画推進の視点）	- 3 -
(4) 計画推進の仕組み	- 4 -
第2章 さまざまな人権問題と施策の方向	- 5 -
1. 人権問題に対する取組	- 6 -
(1) 部落差別（同和問題）	- 6 -
(2) 女性の人権	- 7 -
(3) 子どもの人権	- 7 -
(4) 高齢者の人権	- 8 -
(5) 障害のある人の人権	- 8 -
(6) 外国人の人権	- 9 -
(7) 感染症・ハンセン病患者等の人権	- 9 -
(8) 犯罪被害者及びその家族	- 10 -
(9) 性的マイノリティの人々	- 10 -
(10) 刑を終えて出所した人及びその家族	- 11 -
(11) さまざまな人権問題	- 11 -
(12) その他の人権問題	- 12 -
2. 課題横断的な人権課題に対する取組	- 12 -
(1) インターネット上の人権侵害	- 12 -
(2) 個人情報の保護	- 13 -
(3) 人権尊重の就労環境	- 13 -
(4) 自殺対策の推進	- 13 -
(5) 災害時の配慮	- 13 -
第3章 人権尊重の行政を担うのは私たち一人ひとりの職員です	- 14 -
1. 人権行政を推進するために	- 14 -
(1) すべての職場で人権尊重の視点に立った行政運営を	- 14 -
(2) 私たち職員は高い人権意識を持つことが求められています	- 14 -
2. 「人権スキル」とは？	- 15 -
3. 「人権スキル」を向上させるためには？	- 16 -

4. あなたの職場では人権尊重の視点に立って職務を遂行していますか？.....	- 17 -
(1) 窓口対応など	- 17 -
(2) さまざまな職場での対応	- 17 -
(3) 申請書類など	- 18 -
(4) パンフレット、チラシなど	- 18 -
(5) イベントの開催	- 19 -
(6) 職場環境	- 19 -
第4章 人権を侵害する差別事象への対応	- 21 -
1. 差別事象への対応について	- 21 -
(1) 基本的な姿勢	- 21 -
(2) 対応の原則	- 21 -
2. 差別事象ごとの対応	- 22 -
(1) 差別発言への対応	- 22 -
(2) 差別記載（落書、投書、メール、ネット書き込み等）への対応	- 23 -
(3) 同和地区の問い合わせへの対応	- 23 -
(4) 特定の地域の調査・撮影等への対応	- 26 -
3. 差別事象の報告・情報共有について	- 30 -
4. 相談窓口について	- 31 -
(1) 主な相談窓口	- 31 -
(2) インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口	- 32 -
第5章 人権 Q & A	- 33 -
Q 1 「人権」とは？	- 33 -
Q 2 「人権」という言葉には難しいイメージがあります。自分とどのように関係がある のでしょうか？	- 34 -
Q 3 「人権文化」とは？	- 35 -
人権に関する主な法律等（採択・施行年月日）	- 36 -

はじめに

市が行う業務は、すべての分野で「人権」と関わっています。

職員一人ひとりが人権意識の高揚を図るとともに、すべての職場のあらゆる場面で人権尊重の視点に立って、職務を遂行することが大切です。

人権尊重の視点に立って職務を行う
とはどういうことでしょうか。
こんな時に本書を活用してください。



本書は、本市の人権行政に関する基本的事項や、人権尊重の視点に立って職務を行うための日常業務における留意事項等を示したものです。

すべての職員が「人権」について理解を深め、自らの人権意識を高めることにより、人権侵害を許さない姿勢を確立するとともに、すべての職場において、人権尊重の理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた積極的な行動が求められています。

人権尊重の視点に立った職務の遂行とは？

→ 14 ページからを参照

第1章 宇治市の人権行政

本市においては、市の最上位計画である「宇治市総合計画」において、「本市では、市民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、日常生活の中でお互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標として、「宇治市人権教育・啓発推進計画」を人権施策の基本方針として、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた取組を推進していくことが必要」としています。

1. これまでの取組

1965 年 (昭和 40 年)	・ 同和対策審議会答申 「同和問題は一部の国民が著しく基本的人権を侵害されているという重大な社会問題であり、その解決は国の責務であり、国民的課題である」とされ、早急な対策が必要であることが国の諮問機関により示されました。 これを機に、一連の法律が整備され、全国的な環境改善事業などが実施されるようになりました。
1972 年 (昭和 47 年)	・ 宇治市同和行政推進本部設置 部落差別(同和問題)の解決に向けて全庁体制でさまざまな事業に取り組み、住民の経済的、社会的、文化的生活の改善向上と自立促進に努めてきました。
1994 年 (平成 6 年)	・ 第 49 回国連総会「人権教育のための国連 10 年」を決議採択 人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において「人権」という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと決議・採択されました。
1997 年 (平成 9 年)	・ 「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画策定
1999 年 (平成 11 年)	・ 「人権教育のための国連 10 年」宇治市行動計画推進本部設置
2001 年 (平成 13 年)	・ 「人権教育のための国連 10 年」宇治市行動計画策定
2006 年 (平成 18 年)	・ 宇治市人権教育・啓発推進本部設置 ・ 「宇治市人権教育・啓発推進計画」策定 依然として存在するさまざまな人権課題への解決に向けた施策の推進を行いました。
2016 年 (平成 28 年)	・ 「第 2 次宇治市人権教育・啓発推進計画」策定
2026 年 (令和 8 年)	・ 「第 3 次宇治市人権教育・啓発推進計画」策定



2. 宇治市第3次人権教育・啓発推進計画

(1) 計画策定の趣旨

2000年（平成12年）に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」では、国の責務とともに地方公共団体も人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務を有すると規定されています。

本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むためには、個人の尊厳と人権が尊重されなければならないという基本認識のもと、2006（平成18）年に、第1次計画を策定しました。その後、2016（平成28）年に見直しを行い、第2次計画を策定しています。

第2次計画策定から10年が経過し、その間、人権を取り巻く状況は大きく変化しました。それに伴って市民の意識も変化する中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進することが求められています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「宇治市第3次人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

(2) 計画の目標及び目標年次

この計画は、第2次計画を継承・発展させ、宇治市第6次総合計画に掲げる「人権尊重社会の実現」を目指し、市民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、日常生活の中でお互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標とします。

この計画の目標年次は2035年（令和17年）としています。

(3) 人権教育・啓発の視点（計画推進の視点）

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

グローバルな視点に立ち、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、すべての人が、ともに支え合いながら、生き生きと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう、学校教育と社会教育とが相互に連携し合う取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

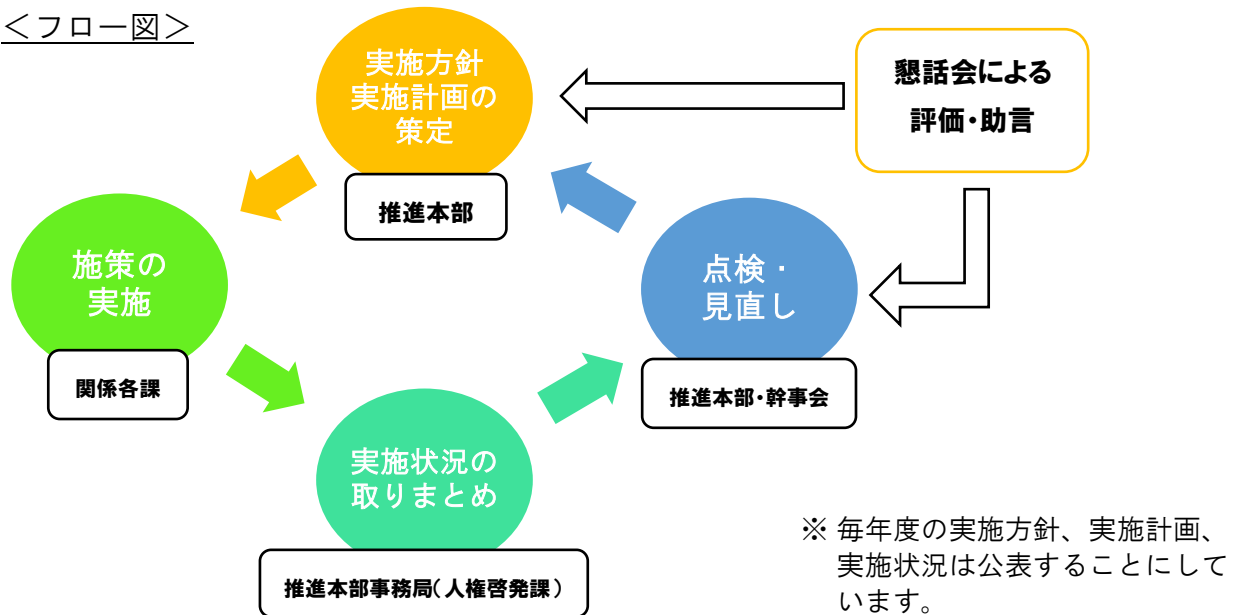
人権教育・啓発を推進していくためには、「人権は市民一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題である」という認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、国際化、情報化、少子高齢化等、社会を取り巻く情勢の変容が進み、各人権課題における問題状況が複雑化してきたこと、さらに、社会における人権意識の高まりとともに、新たに生起、又は顕在化した人権課題も存在することから、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

(4) 計画推進の仕組み

この計画の推進にあたっては、年度ごとに実施方針を定め、施策の実施計画を策定するとともに、その実施状況を取りまとめて点検を行い、その結果を以後の施策に適正に反映させることにしています。また、施策については、外部の視点から適切な評価や助言を受けるため、外部有識者による「宇治市人権教育・啓発推進懇話会」を設置しています。

<フロー図>



第2章 さまざまな人権問題と施策の方向

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている、かけがえのない普遍的な権利です。世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定されており、基本的人権尊重の原則が示されています。また、我が国においても、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、近年の社会情勢の変化に伴い、人権を取り巻く状況は大きく様変わりしています。例えば、国際化が地域社会の隅々にまで浸透する一方で、文化的背景の相違や無理解による偏見・差別は依然として根強く、排外主義に起因する外国人差別やヘイトスピーチといった事案も発生しています。また、情報化の飛躍的な進展は利便性をもたらした反面、SNS等を通じて情報が瞬時に拡散し、かつ削除が困難であるという特性から、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。さらに、少子高齢化の進行により、身体的・経済的虐待から高齢者を守るとともに、誰もが生き生きと暮らせる社会を築くという「超高齢社会」への対応が喫緊の課題となっています。

基本的人権についての認知度は向上しているものの、世論調査等では「人権侵害は多くなってきた」との認識を示す声も根強く、人権意識の変化がうかがえます。加えて、これまでの継続的な施策の推進に関わらず、家庭、地域、学校、職場などの社会生活の場において、身体や生命の安全に関わる事件や、人種、信条、性別、社会的身分による不当な差別が、なおさまざまな形態で存在しています。

こうした社会情勢や動向を踏まえると、人権を尊重することの重要性はかつてないほど高まっています。今、求められているのは、市民一人ひとりが各人権課題についての知識や理解を深めるとともに、自己の人権と同様に他者の人権を尊重することの必要性を正しく認識し、日常生活の中で他者に配慮した行動を実践することが確実に根付くことです。

そのためには、「人権教育・啓発」の推進が不可欠です。社会に存在するさまざまな人権問題の実態や原因を正しく把握・理解することはもちろん、要因が複合化・重層化している現状に鑑み、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望を持ち、総合的に取り組まなければなりません。

今後、子どもたちの学校教育や、多様な立場の人々が参加する生涯学習等の場を最大限に活用し、対象者に応じた内容や形態の工夫を重ねることで、幅広い市民からの理解と共感を得られるような、適切かつ効果的な取組を推進していきます。

1. 人権問題に対する取組

(1) 部落差別（同和問題）

これまでの事業の成果を踏まえつつ、一般施策を的確に適用し、生活実態上の課題解決に向けた取組及び差別意識や偏見を解消するための取組を推進します。

【今後の取組の方向】

- 部落差別（同和問題）解消の必要性への理解を深める人権教育・啓発の推進
- 住民交流の拠点である隣保館における啓発の推進

◎市民意識調査の結果から

部落差別（同和問題）に関する市民意識調査の結果では、「部落差別（同和問題）に関する人権が尊重されている」と考えている市民（「尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合わせた割合。）は45.5%で、2014（平成26）年度の調査と比較して、大きな変化は見られませんでした。

また、子どもの結婚相手が部落差別（同和問題）と関わりがある場合、結婚に対し積極的に子どもの意思を尊重する割合は、京都府調査の結果に比べ低く、「親としては部落差別（同和問題）が気になるが、子どもの意思を尊重する」が50.1%、「家族の者や親戚が部落差別（同和問題）を気にすれば結婚を認めないこともある」が9.6%と各割合が高くなっているなど、差別や偏見が未だ潜在化していることがうかがえます。

（２）女性の人権

ジェンダー平等の理解促進と啓発を進め、性別にかかわらず、誰もが望む暮らしが実現できる社会を目指すとともに、ＤＶやハラスメント防止に向けた連携と支援を強化します。

【今後の取組の方向】

- 男女共同参画推進施策の総合的实施
- 配偶者等からの暴力、性犯罪、性暴力、ストーカー行為等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発及び関係機関・民間団体との連携強化
- セクシュアルハラスメント等防止のための周知・広報
- 職業生活における活動支援

◎市民意識調査の結果から

女性の人権に関する市民意識調査の結果では、「女性の人権が尊重されている」と考えている市民は 65.6%、「妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は『男は仕事・女は家庭』と言って、妻が働くことに反対した」ことを差別だと思っている市民は 74.3%と、いずれも 6 割を超えています。

また、親の介護が必要になったとき、「女性の役割だと決めつけるのはよくない」と考えている市民は 89.9%と、固定的な性別役割分担意識は薄らぎつつあるものの、未だに根強く社会に残っています。

（３）子どもの人権

子どもを権利の主体として尊重し、虐待やいじめ等に対応するため、関係機関との連携や相談・支援体制の充実を図り、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

【今後の取組の方向】

- 子どもへの人権教育・啓発
- 地域や事業所、ＮＰＯ等社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築
- 児童虐待やヤングケアラー等について、児童相談所、学校、警察等が連携した取組の推進
- いじめ防止対策の推進
- 教職員等について、研修等による人権尊重意識高揚等の資質向上
- インターネットに関連する事象による被害の防止、児童ポルノによる被害の根絶に向けた関係機関と連携した教育・啓発等の推進
- 学校をプラットフォームとした地域連携の推進、ライフステージに応じた子どもへの支援等、総合的な取組の推進

◎市民意識調査の結果から

子どもの人権に関する市民意識調査の結果では、「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい」について、「そう思わない」という考えを持つ割合が74.5%で、7割以上は子どもの意見も尊重すべきとの考えを持っています。2014（平成26）年度の調査と比較すると、「そう思わない」が増加しており、子どもの意見を尊重する意識が向上していることがうかがえます。

（４）高齢者の人権

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、日常生活を支える支援の充実を図りながら、地域全体で見守り支える体制づくりを整備し、高齢者の経験や知識を活かせる取組を推進します。

【今後の取組の方向】

- 地域共生社会を見据えた地域づくり
- 地域における認知症との共生
- 地域ネットワークの充実
- 高齢者の人権への理解を深めるための教育・啓発



◎市民意識調査の結果から

高齢者の人権に関する市民意識調査の結果では、「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない」について、「そう思う」の割合が53.6%、「どちらともいえない」の割合が29.9%、「そう思わない」の割合が16.0%となっています。

（５）障害のある人の人権

障害のある人の人権への正しい理解と認識を深めるとともに、ハード面の整備やソフト面の充実を図り、障害のある人の自己決定、自己選択を尊重する共生社会の実現に向けた取組を推進します。

【今後の取組の方向】

- 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現
- 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消
- 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

◎市民意識調査の結果から

障害のある人の人権に関する市民意識調査の結果では、「自宅の近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した」という意見について、「差別だと思う」との割合が62.0%、「どちらともいえない」の割合が26.4%、「差別だとは思わない」が10.6%となっています。

（６）外国人の人権

外国人住民が安心して暮らせる地域づくりのため、多文化共生の取組を一層推進するとともに、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育む取組を推進します。

【今後の取組の方向】

- 外国人の人権への理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すための啓発
- 異文化を尊重する意識等を醸成するための教育の充実
- ヘイトスピーチは許されないという理解を促進するための啓発の推進
- 先進的な取組を推進する地域・指定校による実践的な研究、教員・社会教育担当者への情報周知

◎市民意識調査の結果から

外国人の人権に関する市民意識調査の結果では、「外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない」と考えている市民は69.7%を占め、外国人に対する誹謗中傷を否定する市民が多くなっています。しかしながら、「外国人の人権は尊重されている」と考えている市民は36.8%で、女性や子ども、障害のある人、高齢者に対する人権尊重意識に比べ低く、外国人の人権は十分守られていない状況にあると市民の多くは考えています。

（７）感染症・ハンセン病患者等の人権

感染症への誤った情報による偏見や差別をなくすため、正しい知識の普及・啓発と情報提供を進めるとともに、患者や元患者、家族、医療従事者等が尊厳をもって暮らせる社会づくりを推進します。

【今後の取組の方向】

- エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくす教育・啓発活動の推進
- エイズ患者・ＨＩＶ感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりの推進
- 肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発
- 新型インフルエンザ等の感染症の感染者等に対する偏見・差別をなくすための啓発

◎市民意識調査の結果から

感染症・ハンセン病患者等の人権に関する市民意識調査の結果では、「エイズ・ハンセン病患者等の人権は尊重されている」と考えている市民は 18.3%で、「わからない」が 52.4%と半数を超えています。

（８）犯罪被害者及びその家族

関係機関と連携して相談体制の充実を図るとともに、犯罪被害者や家族の人権を尊重し、理解を深める教育・啓発を推進します。

【今後の取組の方向】

- 京都府や関係機関との連携による犯罪被害者等に対する支援制度の周知
- 「犯罪被害者月間」等の機会による犯罪被害者等の状況等への市民理解の促進

◎市民意識調査の結果から

犯罪被害者とその家族の人権に関する市民意識調査の結果では、「犯罪被害者とその家族の人権は尊重されている」と考えている市民は 9.6%で、「わからない」が 48.7%と半数近くとなっています。

（９）性的マイノリティの人々

性的指向や性自認に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を目指すため、性の多様性への理解を深める教育・啓発を推進します。

【今後の取組の方向】

- 性の多様性についての啓発の推進
- 教職員向けの啓発資料や支援事例の提供等の取組の推進



◎市民意識調査の結果から

性的マイノリティの人々に関する市民意識調査の結果では、「L G B T等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である」と考えている市民は69.4%、「どちらともいえない」の割合が23.7%、「そう思わない」と答えた市民の割合が6.2%となっており、性的指向・性自認等に対する意識については一部醸成されていますが、依然として偏見や差別的な言動がある等、課題も存在しています。

(10) 刑を終えて出所した人及びその家族

出所者やその家族に対する偏見や差別をなくし、地域での共生を支える環境づくりのため、正しい理解を促す啓発の推進に努めます。

【今後の取組の方向】

- 罪を犯した人等の再犯の防止等について、市民の関心と理解を深める事業の推進

◎市民意識調査の結果から

刑を終えて出所した人及びその家族の人権に関する市民意識調査の結果では、「刑を終えて出所した人の人権は尊重されている」と考えている市民は10.1%で、「わからない」が58.7%と最も多くなっており、理解を深めるための啓発活動の必要性が示されています。

(11) さまざまな人権問題

さまざまな人権問題を『自分ごと』として捉え、身近な問題として関心を持ち、互いに尊重し合える意識を育む取組の推進に努めます。

【今後の取組の方向】

- ホームレスについて、生活保護法の適用による自立の助長、新たにホームレスになることの防止、地域社会における問題の解決、生活困窮者自立支援制度の運用による自立支援
- アイヌの人々に対する理解を深める啓発の推進
- 非嫡出子について、差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けない啓発の推進
- 北朝鮮当局による拉致問題等について、市民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施等

（12）その他の人権問題

新たに生じる人権課題にも対応できるよう、人権を取り巻く状況に常に留意し、第3次人権教育・啓発推進計画を基本指針として、人権課題の解決に資する施策の検討を行います。

2. 課題横断的な人権課題に対する取組

（1）インターネット上の人権侵害

インターネット上の差別や人権侵害を防ぐため、相談・支援体制の充実や、マナー・モラル等の啓発、関連法令の周知を進め、人権侵害を「しない・させない」意識を醸成する取組を推進します。

【今後の取組の方向】

- 京都府等との連携による、ライフステージに応じた教育・啓発の推進
- インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないための、情報発信時の注意事項等についての広報・啓発
- あらゆる世代に対する、インターネットリテラシー向上のための啓発活動の推進
- 学校における「情報モラル」を育成するための指導の実施
- インターネット上の誹謗中傷等の被害者等への相談、支援の実施

◎SNS利用に関する啓発

（法務省）「インターネット上の人権侵害をなくしましょう」

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>



（２）個人情報の保護

市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高め、個人のプライバシーに関する正しい理解の促進を図るための教育・啓発を推進します。

【今後の取組の方向】

- 適正な運用
- 教育・啓発の推進
- 身元調査（戸籍謄本不正取得等）の防止・抑止
- 事前登録型本人通知制度の周知



（３）人権尊重の就労環境

労働者の職場における差別、ハラスメント等の人権問題をなくす取組の促進とともに、相談・支援体制の充実が必要です。

【今後の取組の方向】

- ワーク・ライフ・バランスの取組
- ハラスメント対策の推進
- 「ビジネスと人権」の取組促進の啓発

（４）自殺対策の推進

自殺は防ぐことのできる社会的課題であるという認識のもと、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

【今後の取組の方向】

- 相談その他の支援の体制
- 啓発の推進

（５）災害時の配慮

誤った情報に惑わされることなく、人権に配慮した行動をとれるような取組を推進します。

【今後の取組の方向】

- 避難生活における人権への配慮

第3章 人権尊重の行政を担うのは私たち一人ひとりの職員です

1. 人権行政を推進するために

(1) すべての職場で人権尊重の視点に立った行政運営を

市が行う施策は、市民生活に密着したあらゆる分野にわたっています。

施策の実施にあたっては、その施策が人権尊重の視点に立って適切なものであるか、人権に配慮されたものになっているかを常に点検し、見直す必要があります。すべての職場で、すべての職員が、人権尊重の理念やさまざまな人権問題の本質について十分理解するとともに、現状と課題について認識し、問題解決に取り組む姿勢を確立することが目的です。

人権行政は、特定の職場や特定の職員によって行うものではなく、すべての職場で、すべての職員によって推進していかなければなりません。

↓↓↓具体的には、次のような視点を持つことが大切です。↓↓↓



(2) 私たち職員は高い人権意識を持つことが求められています

「宇治市第3次人権教育・啓発推進計画」では、市職員を人権に特に関係する職業従事者として位置づけ、各種の研修などによって、職員が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要であるとしています。

市民の人権意識の高揚を図り、市民生活に密着したさまざまな施策を進めていく立場にある私たち職員は、常に人権に関する諸課題をより広く、より深く認識し、課題の解決に向けて積極的に取り組むことができる姿勢を確立することが求められており、このことが市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権を守ることに繋がります。

人権尊重の視点に立って職務を遂行するために身につけておかなければならないスキル（技術・能力）のことを、ここでは「人権スキル」と呼ぶことにします。

2. 「人権スキル」とは？



- 誰にでも公平・公正な態度をとることができるスキル
→ 市民に信頼される。
- わかりやすい言葉で話すスキル
→ 「敷居が高い」という印象を与えず親しみを持たれる。
- 多様な背景を持つ市民に対して適切に配慮できるスキル
→ 生活に困難を抱える市民や不安を抱えている市民が行政サービスを利用しやすいように適切な配慮ができる。
- さまざまな人と協力して職務を進めることができるスキル
→ 組織や職場の枠にとらわれない。市民や各種の団体と適切に協力ができる。

🌀 「名前」をめぐる

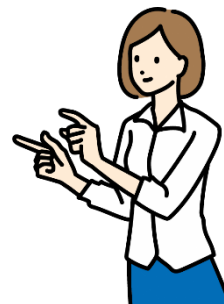
名前は日常生活に密着したものであり、愛着を持つ人が多い一方で、複雑な思いや不便さを抱えて生活している人もいます。

例えば、婚姻により戸籍上の氏を変更したものの、職場や日常生活では旧姓（旧氏）を使用し続ける人。性自認と戸籍上の性別が異なり、戸籍上の名前とは別に、日常生活で使用する通称名を使用している人。あるいは、日本においてルーツに根ざした名前（本名）と、社会生活で用いる通称名という二つの名前を使い分けている外国籍やルーツを持つ人々などが挙げられます。

こうした方々が、市役所の窓口で書類に記入する際や、名前を呼ばれる際に感じる心理的な負担や苦痛は、当事者でなければ気づきにくいものです。多様な背景を持つ人々がいることを理解し、配慮することは、人権尊重の社会において極めて重要です。

3. 「人権スキル」を向上させるためには？

例えば以下のようなことが考えられます。



- さまざまな立場、背景を持つ市民がいることを理解し、相手の身になって考える。
- 相手のことがわからなければ、率直に教えてもらう姿勢を持つ。
- 普段からわかりやすく話すことを心がける。（例えば、自分の仕事の内容を小学生の子どもに説明する場合にどう伝えるか考えてみる。）
- 市民サービスが、本当に誰にでも利用しやすいものになっているかを考えてみる。
- 職務上だけでなく、日常生活においても人権感覚を高める。

法律は絶対？

私たち市職員にとって、法律や条例は業務の根拠であり、守るべき絶対的なルールのようにも感じられます。しかし、歴史を振り返ると「法律そのものが深刻な人権侵害を引き起こしていた」という事実が数多く存在します。現在では廃止されたり、違憲とされていますが、過去の過ちを知ることが、私たちが今当たり前だと思っている「常識」を見つめ直す第一歩になります。

調べてみよう！

- ・アメリカ 「ジム・クロウ法」…白人と有色人種の分離
- ・ドイツ 「ニュルンベルク法」…ユダヤ人の迫害
- ・日本 「旧民法」…妻の行為能力の制限
「治安維持法」…思想・信条の自由や表現の自由の制限

人権感覚は、時代とともに変化し続けるものです。かつての差別が「常識」として受け入れられていたように、今の私たちの「当たり前」もまた、将来問い直される可能性があります。市職員は法律や制度を通じて、直接市民の生活に関わる立場です。だからこそ、過去の歴史から学び、誰もが自分らしく生きられる社会を目指して、日々の業務の中で新しい人権の視点を大切にしていける姿勢が欠かせません。

4. あなたの職場では人権尊重の視点に立って職務を遂行していますか？☑

「人権尊重の視点に立って職務を行う」とは、どういうことでしょうか？

具体的に考えてみるために、次のとおり点検項目を記載しましたのでチェックしてみてください。これらの項目は一例ですが、自らの職務に照らし合わせてさらに考えてみてください。

(1) 窓口対応など

☐ 誰にでもわかりやすい言葉づかいを心がけていますか？

- ・ 専門的な用語や略語などを使っていませんか？
使う必要がある時は説明を加えることが大切です。

☐ 相手の立場に立った対応ができていますか？

- ・ 窓口に来られた市民の言葉が聞き取りづらい場合に、相手の意思を尊重しながらコミュニケーションをとるように努めていますか？
- ・ 読み書きが困難な人（外国人に限らない）が窓口に来られた場合に、わかりやすく説明し、必要に応じて代筆するなどの対応をしていますか？

☐ 各種申請に対して公平で迅速な取り扱いを心がけていますか？

☐ 市民から相談を受ける場合に、相手のプライバシーの保護に配慮していますか？

- ・ 相手から個人情報を収集する場合に不安を与えていませんか？

(2) さまざまな職場での対応

☐ 常にさまざまな立場、背景を持つ市民がいることを理解していますか？

- ・ 市民の中には、外見ではわからない障害があったり、話しにくい悩みを抱えたり、さまざまな立場の人がいることを念頭に置いておきましょう。

☐ 公用車を運転する際には、気持ちに余裕を持ち、歩行者や他の車に配慮した運転を心がけていますか？

- ・ 不必要なクラクションを鳴らしたり、スピードを出したりしていませんか？

☐ 乳幼児や児童・生徒に対して、「子どもだからこの程度でよい・・・」といった意識を持っていませんか？

(3) 申請書類など

☐ 文字は、視力の弱い人にも見やすい大きさになっていますか？

☐ 記入枠は、適切なスペースが確保されていますか？

・ 記入枠が小さい場合、見にくい、書きにくいと感じる人がいます。

☐ どこに何を記入するのか、わかりやすく作成されていますか？

☐ 不必要な個人情報を記入する項目を設けていませんか？

☐ 専門用語やカタカナ語などは、説明や注釈を付すなど、わかりやすい日本語に言い換えていますか？

例) ・ アカウンタビリティ → 説明責任
・ コンテンツ → 中身、情報の内容

☐ 漢字には必要に応じてふりがなを付けていますか？

・ 漢字にふりがなを付ける場合には、ひらがなを使うようにしましょう。

☐ 必要に応じて外国語による情報提供を行っていますか？

(4) パンフレット、チラシなど

☐ 誰にでもわかりやすい文章になっていますか？

・ 文章はできる限り短く、親切、丁寧に内容を示すことが大切です。

☐ 新しいカタカナ語など一般に普及していない言葉を使っていませんか？

・ 使う必要がある時は説明を加えることが大切です。

☐ 不必要に難しい漢字を使っていませんか？

・ 子どもや高齢者等を対象にしたパンフレット等には特に配慮が大切です。

☐ 文字の大きさや文字の量は適切ですか？

☐ 見出しやイラストなどを効果的に入れていますか？



☐ 文章やイラストが男女の役割を決めつけるものになっていませんか？

・「会議」をイメージするイラストは男性のみ、「子育て」をイメージするイラストでは「女性」ばかり描かれていませんか？

☐ 不快感を与えたり、差別を助長したりする表現になっていませんか？

(5) イベントの開催

☐ イベントを企画する場合、高齢者や障害のある人、子ども、妊娠中の女性などの参加を想定していますか？



☐ イベントの参加申込書に不必要な個人情報の項目を設けていませんか？

☐ イベントのポスターやチラシ等の文字は、高齢者や視力の弱い人にも見やすい大きさや色になっていますか？

☐ イベントの内容に関する問い合わせ先として、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、ホームページアドレス等を周知していますか？

・聴覚障害者は、問い合わせの際にファックス番号が必要です。また、メールやインターネットを使わない人にも配慮することが大切です。

☐ イベント会場への経路や会場の設備が、車椅子利用者にも利用しやすいようになっていますか？

・車椅子で利用できる多目的トイレの有無や設置場所なども把握しておくことが大切です。

☐ 点字ブロックの上に設備を設置していませんか？

・盲導犬や身体障害者補助犬（介助犬、聴導犬）の利用者に対する配慮が大切です。

(6) 職場環境

☐ 個人情報を記載した文書が机の上に放置されていませんか？



☐ 個人情報を記載した不必要な文書は、溶解処理など適切な方法で速やかに廃棄できていますか？

☐ 収集した個人情報 は 目的以外に利用しないようになっていますか？

☐ 職場でハラスメント等の防止に努めていますか？

・ハラスメントについて説明した冊子や相談窓口を案内したチラシ等を備え付けておくことも必要です。

(厚生労働省)「あかるい職場応援団」 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



☐ 男性職員も女性職員も、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境になっていますか？

☐ 障害のある職員や持病のある職員が、自己の力を発揮できるような職場環境や仕組みがつくられていますか？

合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある人が社会で直面する「障壁」を、対話を通じて取り除くことです。2024 年 4 月より、民間事業者も含め法的義務となりました。

重要なのは「特別なことをする」ではなく、一人ひとりの困りごとに寄り添い、工夫をすることです。

たとえば、車椅子の利用者が利用しやすいように入り口の段差にスロープを設置する、聴覚に障害のある人へ筆談でコミュニケーションをとるといった対応が挙げられます。これらは、単に「ルールだから」行うことではなく、誰もが同じように社会のサービスを享受し、当たり前で生活を送るための「対話の積み重ね」です。

私たち行政や事業者が、障害の有無という壁を越えて、それぞれのニーズに真摯に向き合うことのひとつひとつの積み重ねこそが、誰もが取り残されない、真の共生社会を形づくっていくのです。

第4章 人権を侵害する差別事象への対応

1. 差別事象への対応について

(1) 基本的な姿勢

差別的発言・行為は、人の心を深く傷つけ、人権を侵害するとともに、差別を助長・拡大させることにつながり、決して許されることではありません。

「差別を見抜き、見逃さない」「そのまま放置・黙認しない」という姿勢で取り組んでください。

差別とは

特定の人や集団を、他の人や集団と区別して、正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと。

職員は、人権意識の向上と差別を許さない姿勢の確立を図り、差別事象が発生した場合や人権侵害に関わる相談を受けた場合には、迅速かつ適正に対応することができるよう、日ごろから心がけておく必要があります。

(2) 対応の原則

①すべての職場、すべての職員によって対応すべきであること

・上司や、人権啓発課の職員だけで対応するものではありません。

②組織的、臨機応変に対応すべきであること

・各所属では、職員個人に任せきりにせずフォローに努めてください。

(必ず複数の職員で対応してください。)

・状況によっては、臨機応変に、人権啓発課や関係部署と十分に連携を図ってください。

「差別用語」「不適切用語」「注意が必要な言葉」

法的に厳密な定義があるわけではありませんが、発言やネット書き込み等で使用された場合には、使用の状況や、発言全体、文脈等からの判断が必要です。

○差別用語

特定の属性の人々に対して、人間としての尊厳を侵害する、あるいはその効果を及ぼす言葉です。使用された場合には、対応が必要です。公的文書等では、絶対に使用してはいけません。

○不適切用語

社会情勢や価値観の変化に伴い、公的な場や公共の情報発信で用いるにはふさわしくないと判断される言葉です。公的文書等では、適切な言葉に言い換えましょう。

○注意が必要な言葉

その言葉自体は差別用語とはみなせないものの、相手の誤解を招いたり、不快な思いをさせる可能性のある言葉です。公的文書等では、対象者や文脈を考慮して慎重に判断しましょう。

2. 差別事象ごとの対応

(1) 差別発言への対応

①対応の流れ

- 発言の意図・理由等を聴取
- 「差別にあたる」旨を指摘
- 「以後しないよう」個別啓発
- 直ちに上司に報告



②対応の詳細

- 発言者から発言の意図や経過、自身の認識を聞き出すことを重視。
- 発言者に対し、発言が差別（差別助長）に当たることを指摘、以後、行わないよう個別啓発を行う。
- ※ただし、身の危険を感じるような場合には、指摘や個別啓発は控え、正確な記録に努める。

③市民等から通報を受けた場合

聞き取り内容を記録し、上記に準じて対応する。

（２）差別記載（落書、投書、メール、ネット書込み等）への対応

①対応の基本

- 差別記載を保存・記録
- 直ちに上司に報告



②個別の対応

○落書

- ・「現場保存」及び「人の目に触れないよう応急処置」を施設管理者に依頼する。
- ・可能な限り写真を撮影する。
- ・保存・記録後、施設管理者に消去を依頼する。

○投書、メール

- ・文章を保管（メールの場合、印刷・データ保存）する。

○インターネット上の投稿【原則として、宇治市内に係るものに限る。】

- ・当該ウェブページを印刷・データ保存する。
- ・保存・記録後、人権啓発課から法務省(局)に削除を要請する。

（３）同和地区の問い合わせへの対応

①基本的な姿勢

部落差別は重大な人権侵害であり、許されないものであるとの認識のもと、宇治市では同和問題の解決（部落差別の解消）に長年にわたって取り組んでいる。

次のような場合は、動機や真偽に関係なく、差別または差別助長行為に該当すると考えられる。

- * 同和地区の問い合わせ行為
- * 特定の地域が同和地区であると示す言動・記載
- * 特定個人が同和地区出身であると示す言動・記載
- * 「同和地区／被差別部落（の人）は…」と一括りにした上での忌避、マイナスイメージの決めつけ、誹謗中傷

②対応の流れ

相手の気づきにつなげること

○「なぜ」聞きたいのか（理由・背景）を聴取

直ちに「答えられない」と遮ったり、「差別だ」と責め立てるのではなく、まずなぜ聞きたいのかを丁寧に聴き取り、相手の心の中にある偏見や、差別につながる考え方を確認する。

○「差別につながる」行為と指摘

問い合わせ（発言・考え等）が差別（差別の助長）に当たることを指摘し、気づかせる。

・「〇〇（発言・考え等）が、□□という理由で差別に抵触するのではないか」（P21 参照）

・「憲法で『差別』は明確に禁止されている」

・「プライバシー権（暴露されない自由）は判例等で確立している」

・「差別に自覚がない行為は、差別の助長につながる」

（←「自分に差別意識はない」との主張に対して）

○「答えられない」旨を回答

「人権侵害、部落差別につながる恐れがあるので回答はできない」と明確に伝える。

○「以後しないよう」個別啓発を行う。

※ 学術的な問い合わせの場合は人権啓発課に相談する。

○直ちに上司に報告

③対応の具体例

ア 引っ越し先の同和地区所在地を問い合わせてきた場合【電話対応】

市民：「今度、市内に引っ越す予定なのですが、どこが同和地区なのか教えてほしい。」

職員：「なぜ同和地区についてお知りになりたいのですか。」

市民：「もし、引っ越しを考えている家の校区に同和地区があったら、別の場所を探したいから。」

職員：「どうして同和地区を避けようとするのでしょうか。」

市民：「知り合いや周りの人が気になるので……。」

職員：「周りの人の目が気になるということですね。ただ、同和地区であることを理由に地域を避けようとすることは、そこに暮らす人々を不当に扱うことにつながり、偏見や差別を助長するおそれがあります。」

市民：「別に、私が差別しているわけではないのだが。」

職員：「差別する意図がなかったとしても、同和地区かどうかを確認し、それを理由に住む場所を判断することは、結果として差別につながる場合があります。」

市民：「では、どこが同和地区かは教えてもらえないということか。」

職員：「はい。同和地区の有無や場所についてはお答えできません。こうした問い合わせは以後お控えください。」

イ その他の対応例

○「同和地区は怖いと聞いた」

→なぜそのように思われたのですか。どのようなことを心配されていますか。

→「同和地区は怖い」といったうわさや思い込みによって特定の地域を判断することは、その地域やそこに暮らす人々への偏見につながります。

→差別する意図がなかったとしても、確かな根拠のない情報を信じたり、広めたりすることは、差別を助長するおそれがあります。

→同和地区への差別は、こうしたうわさや決めつけによって広がる可能性があります。地域や人を判断する際には、うわさではなく、正しい理解に基づいて考えることが大切です。

○「子どもが付き合っている人が〇〇の出身と聞いた。〇〇は同和地区なのか」

→なぜそのようなことをお知りになりたいのですか。

→交際相手や結婚相手を出身地や地域を理由に判断することは、その人自身を正しく見ることにつながらず、偏見や差別につながるおそれがあります。

→同和地区かどうかについてはお答えできません。

→結婚については、当事者であるお二人の意思が尊重されるべきものであり、出身地や地域を理由に判断したり、反対したりすることは適切ではありません。

→相手の人柄やお二人の考えを大切にいただき、同和地区かどうかを確認するような問い合わせは、以後お控えください。

○「〇〇学校の近くに同和地区があるかどうか教えてほしい」「教育レベルが低いのでは」

→なぜそのようなことをお知りになりたいのですか。

→教育は、一定の方針の下、各学校が地域や児童生徒の状況に応じて行っているものであり、同和地区の有無と教育水準を結びつけたり、学校間で単純に優劣を比べたりすることは適切ではありません。

→お子さんの学校生活について具体的に心配なことがある場合は、学校の教育方針や取組、相談体制など、確認できる内容についてお問い合わせください。

→同和地区の有無を理由に学校や地域を判断することは、偏見や差別につながるおそれがあります。

- 「今度、〇〇に引っ越すつもりなので、〇〇が同和地区かどうか事前に調べている」「同和地区であれば、家や土地の価値が下がると困る」
- なぜそのようなことをお知りになりたいのですか。
- 土地や建物の価格は、立地、面積、築年数、周辺環境などさまざまな条件によって決まるものです。同和地区であることを理由に、直ちに価値が下がると決めつけることは、偏見や差別につながるおそれがあります。
- 同和地区かどうかについてはお答えできません。
- 同和地区であるかどうかを理由に、住む場所や土地・建物の価値を判断することは、そこに暮らす人々を不当に扱うことにつながります。
- こうした問い合わせは、以後お控えください。

★対応に当たっては、直接、同和地区の有無や場所を答えるのではなく、問い合わせの理由や背景を確認した上で、差別につながる考え方に気づいてもらうことが重要である。

- ・「なぜ、同和地区かどうかを確認したいのか」を丁寧に聴き取る。
- ・「同和地区であれば土地や建物の価値が下がる」と考えているのかを確認する。
- ・そのように考える理由を確認し、根拠のない思い込みやうわさによって地域を判断していないかを考えてもらう。
- ・「差別意識はない」という場合でも、同和地区かどうかを調べ、それを理由に住む場所や土地・建物の価値を判断することは、そこに暮らす人々を不当に扱うことにつながり、偏見や差別を助長するおそれがあることを説明する。
- ・同和地区の有無や場所については答えられないことを明確に伝え、同様の問い合わせは以後控えるよう啓発する。

（４）特定の地域の調査・撮影等への対応

①特定の地域及びその周辺を調査・撮影等している者を発見した場合の対応例

○調査・撮影等の内容、目的、利用方法、インターネット等への掲載予定の有無を確認する。

例：住宅の外観、道路の状況、地域の様子、放置物、建物の状態などを撮影・記録している場合

○特定の地域を同和地区と関連付けて調査・撮影等を行う意図がある場合は、その行為が、地域やそこに暮らす人々への偏見や差別を助長するおそれがあることを説明する。

- 撮影等の目的が「部落差別をなくすため」「現状を知るため」などであっても、特定の地域を同和地区と関連付けて撮影・記録・発信することは、閲覧した人の受け取り方によって、差別を助長するおそれがあることを説明する。
- 必要に応じて、調査・撮影等を中止するよう求め、今後同様の行為を行わないよう個別啓発を行う。
- 対応した内容を記録し、直ちに上司に報告する。

【対応例】

市民：「撮影して何が悪いのか。許可を取る必要があるのか。部落差別をなくすためにも、現状を知ろうと思って撮影している。」

職員：「道路など公共の場所での撮影について、直ちに許可が必要となるとは限りません。ただし、特定の地域を同和地区と関連付けて撮影したり、その情報をインターネット上に掲載したりすることは、閲覧した人の受け取り方によって、地域やそこに暮らす人々への偏見や差別を助長するおそれがあります。」

職員：「部落差別をなくすという意図であっても、現在もなお部落差別が存在する中では、地域を特定できる情報の取扱いには十分な配慮が必要です。同和地区と関連付けた調査・撮影や、インターネット上への投稿はお控えください。」

②インターネット上に同和地区と関連付けて投稿する意図等が確認できた場合の対応

- 投稿しようとしている内容、投稿先、掲載目的、掲載範囲を確認する。
- 特定の地域を同和地区と関連付けてインターネット上に投稿することは、真偽や動機にかかわらず、地域やそこに暮らす人々への偏見や差別を助長するおそれがあることを明確に伝える。
- 「差別する意図はない」「差別をなくすために発信する」といった説明があった場合でも、地域を特定できる情報を同和地区と関連付けて発信すること自体が、結果として差別を助長するおそれがあることを説明する。
- 投稿前であれば、投稿を行わないよう要請する。既に投稿している場合は、投稿の削除を求める。
- 今後、同様の投稿、調査、撮影等を行わないよう個別啓発を行う。
- 必要に応じて、当該投稿を保存・記録した上で、「差別記載への対応」に準じて対応する。

【対応例】

市民：「この地域の写真を撮って、同和地区の現状としてインターネットに載せようと思っている。差別をなくすために知ってもらうことが目的だ。」

職員：「差別をなくしたいというお気持ちであっても、特定の地域を同和地区と関連付けてインターネット上に投稿することは、地域やそこに暮らす人々への偏見や差別を助長するおそれがあります。」

職員：「投稿を見た人が、その地域や住民について誤った印象を持ったり地域を避けたりすることにつながる可能性があります。」

職員：「そのため、同和地区と関連付けた内容をインターネット上に投稿することはお控えください。既に投稿している場合は、削除をお願いします。あわせて、今後同様の投稿や調査・撮影等は行わないようお願いします。」

③意図がはっきりしない場合の対応

○相手の意図がはっきりしない場合は、その場で差別目的であると決めつけず、可能な範囲で、調査・撮影等の内容、日時、場所、相手の発言、利用目的、インターネット等への掲載予定の有無を確認する。

○相手が説明を拒む場合や無言である場合、またはその場でそれ以上の対応が困難な場合は、無理に対応を続けず、確認できた内容を記録する。

○個人で保存する目的であっても、特定の地域の一部だけを取り上げたり、インターネット上に投稿したりすると、地域への偏見や誤解を生じさせるおそれがあることを説明する。

○撮影した画像や記録した情報を、同和地区と関連付けて利用・投稿しないよう注意を促す。

○後日、インターネット上に掲載されていないかを可能な範囲で確認する。
掲載が確認された場合は、当該投稿を保存・記録した上で、「差別記載への対応」に準じて対応する。

○対応した内容を記録し、直ちに上司に報告する。

【対応例】

市民：「興味で撮影しているだけ。」 又は無言

職員：「撮影の目的や、撮影したものをどのように使われる予定かを確認させてください。」

市民：「特に目的はない。個人で見るだけ。」

職員：「個人で見るための撮影であっても、特定の地域の一部だけを取り上げたり、インターネット上に投稿したりすると、地域に対する偏見や誤解を生じさせるおそれがあります。」

職員：「また、撮影した画像や情報を同和地区と関連付けて利用・投稿することは、地域やそこに暮らす人々への偏見や差別を助長するおそれがあります。」

職員：「撮影した画像や情報の取扱いには十分ご注意ください、同和地区と関連付けた投稿や発信はお控えください。」

えせ同和行為について

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして、企業、個人、行政機関等に対して「ゆすり」「たかり」等をする行為です。具体的な要求としては、機関紙・図書等の購入の強要、寄付金・賛助金の強要、融資の強要等さまざまな形態があります。

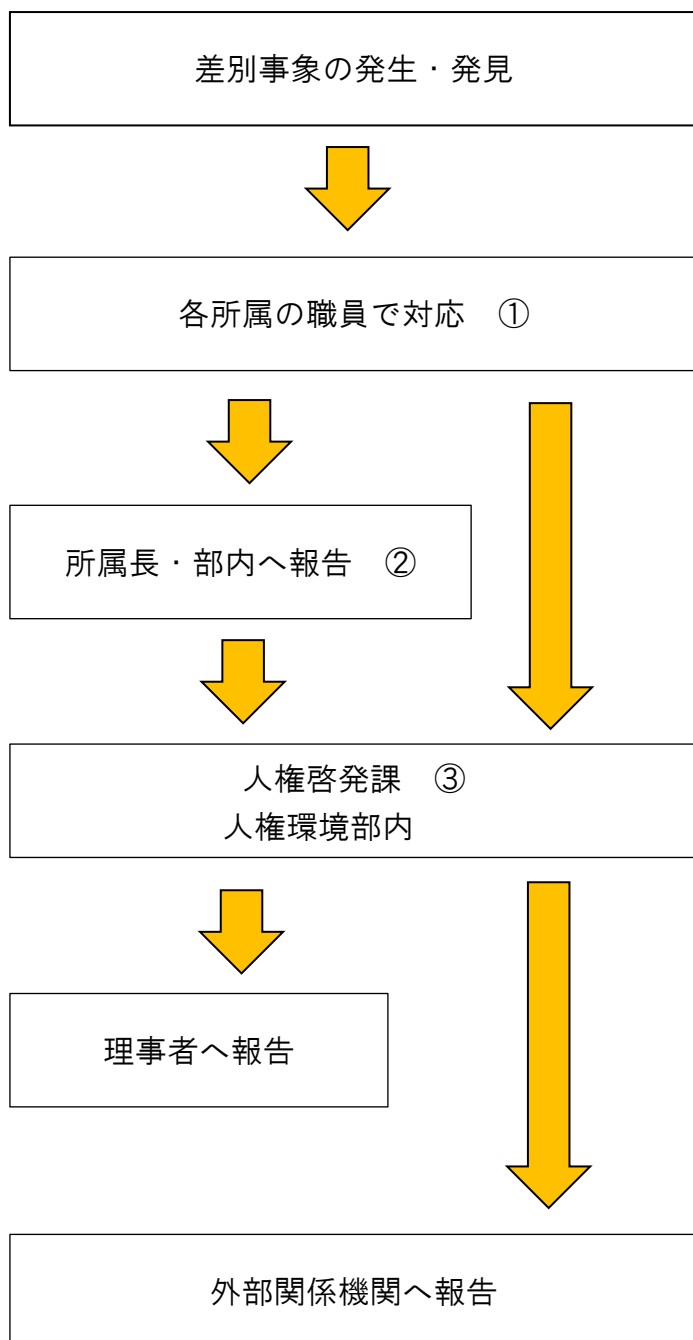
「えせ同和行為」は、不当な要求を受ける人の人権を侵害しているだけでなく、同和問題に対する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。

令和7年3月の法務省による調査では、えせ同和行為による被害率（えせ同和行為による被害を受けた事業所の割合）は、前回調査（6年前）と比べて減少しているものの、被害は依然として存在することがわかりました。

不当な行為に対しては毅然とした対応で臨み、不当な要求は断固として拒否するなど、つけ入るすきを与えないことが重要です。

同和地区の有無や場所については答えられないことを明確に伝え、同様の問い合わせは以後控えるよう啓発する。

3. 差別事象の報告・情報共有について



①複数の職員で問題点の指摘、意図の確認、状況の確認等対応する。

学術研究等の目的と思われる場合は人権啓発課へつなぐ。

②事象が発生した日中に部長まで報告する。

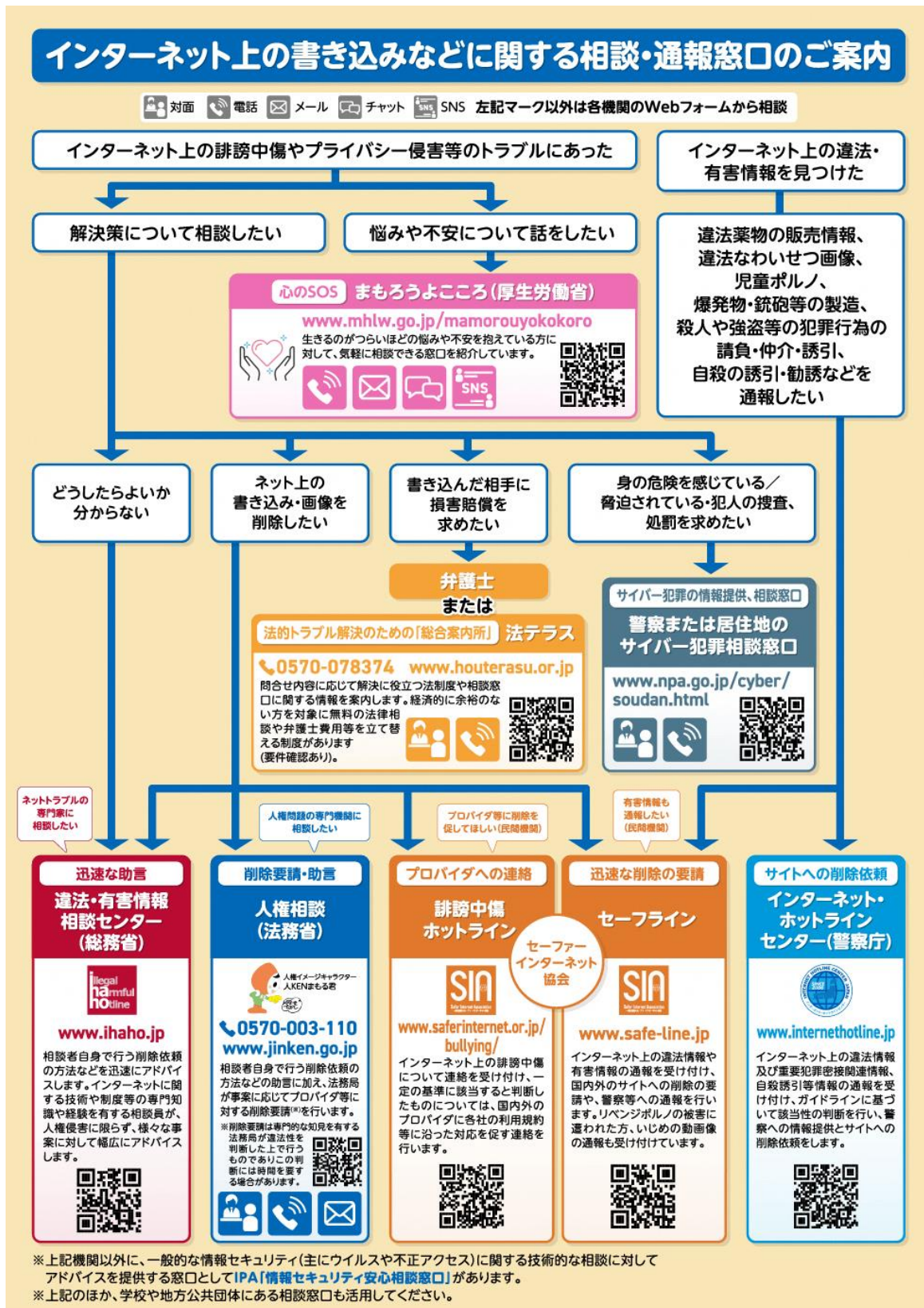
③関係各課へ報告する。必要に応じて法務局へ削除要請等を行う。

4. 相談窓口について

(1) 主な相談窓口

項目	相談内容	相談先	対応時間	電話番号
人権 全般	差別を受けたり、名誉・信用を侵されたりしたとき、その他人権にかかわる問題全般の相談。	○宇治市人権相談所 (人権擁護委員による相談)	第1木曜日 10:00～12:00、 13:00～15:00	20-8725 (人権啓発課)
		○京都地方法務局宇治支局人権相談	月～金(祝日除く) 13:00～16:00	24-4122
	さまざまな人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談。	○京都府人権リーガルレスキュー隊	第1・第3火曜日 14:00～16:00	075-741-6321
	差別・虐待・パワハラなどのさまざまな人権問題に関する電話相談。	○みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	月～金(祝日・ 年末年始除く) 8:30～17:15	0570-003-110
女性	女性が抱えているさまざまな悩み全般にかかわる相談。	○男女共同参画支援センター	火～金(祝日除く) 9:00～12:00	39-9379
	DV、障害など家庭問題に関することなどの相談。	○京都府家庭総合支援センター	月～金(祝日除く) 8:30～17:15	075-531-9600
		○京都府南部家庭支援センター	月～金(祝日除く) 9:00～17:00	43-9911
子ども	こどもの人権問題にいち早く対応するための電話相談。	○こどもの人権110番 (法務省)	月～金(祝日・ 年末年始除く) 8:30～17:15	0120-007-110
	児童の虐待に関する相談。	○京都府宇治児童相談所	月～金(祝日除く) 8:30～17:15	44-3340
高齢者	高齢者やその家族などからの介護・健康・生活・権利擁護・高齢者虐待に関することなどの相談。	○地域包括支援センター	月～土(祝日除く) 9:00～17:00	東宇治北 33-8270 東宇治南 38-1250 南部・三室戸 23-6115 中宇治 28-3180 槇島 21-6605 北宇治 21-8123 西宇治 28-6180 南宇治 45-1544
外国人	日本語を自由に話せない外国人からの相談。	○外国語人権相談ダイヤル(法務省)	月～金(祝日・ 年末年始除く) 9:00～17:00	0570-090-911

(2) インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口



第5章 人権 Q&A



Q1 「人権」とは？

人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利のことです。

現在、世界中で大切にされている「人権」とは、歴史の中で繰り返された差別や争いへの深い反省に基づき、「すべての人が人間としての尊厳を保ち、自分らしく生きるために不可欠なルール」として各国が合意したものです。その歴史的な出発点は、1948 年（昭和 23 年）に国連総会で採択された「世界人権宣言」です。

世界人権宣言と人権の歩み

世界人権宣言は、すべての人に保障されるべき権利（教育を受ける権利、平等に扱われる権利など）を国際社会の共通基準として示しました。

現在、この人権の概念はさらに広がりを見せています。例えば、障害のある人の権利を保障する「障害者権利条約」や、多様なセクシュアリティを尊重する考え方など、個々の特性や環境に応じた「誰も取り残さない社会」の実現が、現代における人権の重要なテーマになっています。

人権を支える「ルール」と「考え方」

人権は二つの側面から成り立っています。一つは、法律や条約などの「共通ルール」としての側面です。もう一つは、「自分とは異なる価値観や背景を持つ相手を尊重し、社会の障壁を取り除こうとする」という倫理的な考え方です。

これら双方が揃って初めて、人権は社会の中で具体的に機能します。

日本国憲法では・・・

侵すことのできない永久の権利として、生存権や平等権、財産権、教育を受ける権利、思想・信条の自由、言論・表現の自由、居住・職業の自由などの基本的人権を定めています。

Q2 「人権」という言葉には難しいイメージがあります。自分とどのように関係があるのでしょうか？

法律の言葉で表現されているため、堅苦しいイメージがあります。

また、人権問題は、深刻で難しいので関わりたくないという考えを持つ人もいます。

しかし・・・

「人権」は、「私たち誰もが欲しいもの、奪われたくないもの」を具体的に表したものです。

例えば・・・



- ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
- ▶自分らしくいる（好きな服装や自分らしい髪型を選ぶ）
 - ▶自由に発信する（意見を言う、個性を表現する）
 - ▶選択する（学びたい学校や働きたい仕事を選ぶ）
 - ▶助けを求める（困難なときに相談し、サポートを受ける）
- ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

世界人権宣言に掲げられている一つひとつの人権は、我が国では日本国憲法やさまざまな法律の中に定められています。万一、私たちの人権が侵害された場合には、相談や解決につなげるための仕組みがあります。

ただし、人権は「自分の思いどおりに何をしてもよい」という意味ではありません。私たち一人ひとりに人権があるように、周りの人にも同じように人権があります。そのため、自分の人権を大切にするとともに、他者の人権を尊重しながら行動することが大切です。

基本的人権について、日本国憲法では第 11 条及び第 97 条で「侵すことのできない永久の権利」としていますが、第 12 条では「これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と定められています。

Q3 「人権文化」とは？

「人権文化」とは、人権を特別な場面だけのものとして考えるのではなく、日常生活の中で、一人ひとりの違いを認め合い、互いを尊重する考え方や行動を根付かせていくことです。

1994 年（平成 6 年）、国連総会で採択された「人権教育のための国連 10 年行動計画」の中で、「人権という普遍的文化」を世界中に広めていくことが人権教育の目的であると示されました。

ここでいう「文化」とは、特別なものではなく、私たちの日常にある価値観や人との関わり方、社会のあり方を指しています。

つまり、人権文化を育むことは、一人ひとりの違いを認め合い、誰もが尊重され、自分らしく生きることのできる、誰一人取り残さない社会をつくっていくことにつながってきます。

人権文化を育むとは・・・

「人権文化を育む」とは、日常生活の中で相手の立場を想像し、多様な価値観や生き方を尊重しながら、互いを大切にする社会へ変えていこうとすることです。

学校、家庭、地域、職場など、身近な場面で相手を尊重する行動の積み重ねが、人権文化につながっていきます。

例えば・・・

=====

「男だから」「女だから」と役割を決めつけたり、
「普通はこうあるべき」と価値観を押しつけたり
していませんか？

また、SNS やインターネット上で、知らないうちに
誰かを傷つける表現をしていませんか？



相手の立場や背景を想像し、一人ひとりの違いを尊重することが、人権文化を育む第一歩です。

=====

人権に関する主な法律等（採択・施行年月日）

- ・ **世界人権宣言**

昭和 23（1948）年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会 採択

- ・ **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**

平成 12（2000）年 12 月 6 日 施行

- ・ **障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

平成 28（2016）年 4 月 1 日 施行

- ・ **ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）**

平成 28（2016）年 6 月 3 日 施行

- ・ **部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）**

平成 28（2016）年 12 月 16 日 施行

- ・ **LGBT 理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）**

令和 5（2023）年 6 月 23 日 施行

- ・ **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**

令和 6（2024）年 4 月 1 日 施行

- ・ **京都府人権尊重の共生社会づくり条例**

令和 7（2025）年 4 月 1 日 施行

宇治市職員人権ハンドブック

2010 年（平成 22 年） 2 月（発行）

2016 年（平成 28 年）10 月（改訂：第 2 版）

2026 年（令和 8 年） 8 月（改訂：第 3 版）

【発行】宇治市人権環境部人権啓発課



「人権の花～スイセン～」

※人権の花～スイセン～

京都府内では、「思いやり」の花言葉を持つスイセンなどを用いた「人権の花運動」が行われています。この運動は、花を育てることを通じて、生命の尊さや相手を思いやる心を育むことを目的としています。